

申立代理人の皆様へ

中目黒庁舎(ビジネス・コート)移転に関するお知らせ

当部は、今秋、霞ヶ関庁舎から中目黒庁舎に移転し、令和4年10月24日(月)より中目黒庁舎1階において執務を開始します。

移転作業等のため、以下のとおり、通常業務の取扱いが変更となります。

1 即日面接(電話面接)について

面接時間：午前9時15分～午前11時30分、午後1時～午後2時

移転直前の10月21日(金)及び移転直後の10月24日(月)は、電話面接を実施しません。対席面接は実施しますので、お急ぎの場合は、当部にお越してください。

※通常、申立日の翌日から3営業日以内の面接をお願いしておりますが、上記の電話面接を実施しない日は1営業日としてカウントしません。

【例】 10月17日(月)申立て → 10月20日(木)までに面接
10月18日(火)申立て → 10月25日(火)までに面接
10月19日(水)申立て → 10月26日(水)までに面接
10月20日(木)申立て → 10月27日(木)までに面接
10月21日(金)申立て → 10月27日(木)までに面接

2 破産手続開始決定日(通常管財係)について

面接実施

破産手続開始決定日(原則)

10月11日(火)～10月14日(金) → 10月19日(水)午後5時

10月17日(月)～10月21日(金) → 11月2日(水)午後5時

10月24日(月)～10月28日(金) → 11月2日(水)午後5時

3 破産事件、個人再生事件、その他各種申立てについて

・移転前(霞ヶ関庁舎)の受付：10月21日(金)午後5時まで※

※可能な限り午後3時までにお申立てください。

・移転後(中目黒庁舎)の受付：10月24日(月)午前8時30分から

移転直前直後の申立ては、なるべく避けていただけますと幸いです。

霞ヶ関庁舎において破産手続開始を希望される場合、申立ては、窓口、郵送とも、可能な限り、10月4日(火)ころまでに行ってくださいようご協力をお願いいたします。

令和4年10月24日 霞が関から中目黒ビジネス・コートへ

～移転に伴う取扱い等の変更～

東京地裁民事第20部

民事第20部（倒産部）は、霞が関から中目黒に移転し、会社更生事件を含めて中目黒庁舎（ビジネス・コート）1階ワンフロアにすべて集約されます。この書面は、各種申立て、手続事務の変更について、現在決まっていることをまとめたものです。

本書面に記載がない手続については、通常再生手続＝合議A係、会社更生手続＝合議B係、特別清算手続＝特定管財係にそれぞれお問い合わせください。

1 破産手続申立時の手続費用（官報）

- ・官報公告費用の予納金額が、納付方法によって変わります。中目黒庁舎での現金納付については、納付額を変更します。（※ただし残額が生じる場合、還付します。）

官報公告費用（予納金） 《変更します。》

	電子納付、金融機関での振込納付、霞が関（出納第二課）で現金納付	中目黒現金納付
同時廃止事件（個人）	11,859 円	12,000 円
管財事件（個人）	18,543 円	19,000 円
管財事件（法人）	14,786 円	15,000 円

※官報公告費用以外の予納金または引継予納金の変更はございません。



2 通常管財係の運用の変更

- (1) 破産管財人への書類（開始決定正本、債権届出書、管財人証明など）のお渡し方法が郵送になります。

※なお、面接日翌週水曜日開始の場合。その他の場合は、郵送を希望され

るときに郵送します（管財人選任時に担当から伺います。）。

- (2) 破産管財人からの各種許可申請につき、返信用封筒付きで申請があれば、郵送で返送します。

※ファクシミリでの各種許可申請（管財人証明を含む）も従前どおり受け付けます。Bアレンジャー（中目黒に設置）でのお渡しになります。

- (3) 裁判所に対する交付要求書（税金その他公租公課の届出）が裁判所に届いた場合、随時破産管財人へ連絡しますので、管財人事務所への送付の要否をお伝えください。

- (4) 開始通知等の戻り郵便について

管財人事務所に戻り郵便の連絡をする取扱いに変更します。

3 個人再生系の運用の変更

中目黒庁舎での移転後（10月24日以降）、個人再生系の事務の取扱い等が以下のとおり変わります。

- (1) 書類の交付・送付について

個人再生委員への交付書類、債務者（代理人）への債権届出書副本等の交付書類は基本的に郵送する取扱いに変更します。書類の窓口受領を希望する場合、事前に個人再生係に御連絡ください。

- (2) 個人再生事件の申立てと添付書類、予納費用について（変更点）

ア 申立書及び添付資料等の副本直送

現在、個人再生委員用の申立書及び添付資料等の副本は、正本と共に裁判所に提出する運用ですが、移転後は債務者（代理人）から申立後に選任される個人再生委員宛てに直送する運用に変わります。

イ 予納郵便切手額 ※変更後は①から③までの合計額となります。

① 1,650円分（内訳：120円×6、84円×5、20円×20枚、10円×10枚、1円×10枚）

② 94円切手×3枚

③ 120円切手×再生債権者数×2枚

ウ 官報公告費用（予納金） 13,744円

ただし中目黒庁舎出納窓口で現金納付の場合14,000円（※残額が生じる場合、還付します。）

お渡しする保管金提出書が異なるため、申立時にその旨を伝えてください。

エ 宛名ラベル ※封筒に貼付せずに提出してください。

・申立（代理）人宛てラベル 5枚

・再生債権者宛てラベル 計2組（申立時及び再生計画案提出時に各1組）

